

令和6年台風第10号により 住宅に被害を受けられた方へのお知らせ

この度の災害で被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。
独立行政法人住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)から、ご返済、火災保険等のご請求または団体信用生命保険に関するご相談窓口を次のとおりお知らせします。
また、住宅に被害を受けられた方に住宅の建替え、補修等に必要な資金の融資に関する相談窓口をお知らせします。

1 ご返済に関するご相談窓口

住宅金融支援機構の融資(フラット35及び旧公庫融資を含みます。)を受けて現在ご返済中のお客さまで、この度の災害が原因で返済に不安のある方は、返済方法の変更等について、**ご返済中の取扱金融機関の窓口**でご相談を承ります。

2 火災保険等のご請求に関するご相談窓口

①特約火災保険をご契約のお客さま

(地震、噴火またはこれらによる津波による被害の場合は特約地震保険をご契約のお客さま)

住宅金融支援機構特約火災保険では、火災、落雷、風災、水災等の事故による損害に対して保険金が支払われる場合があります。詳しくは、損害保険ジャパン株式会社でご相談を承ります。

損害保険ジャパン株式会社<事故サポートセンター>

0120-727-110(通話無料)

*なお、特約火災保険の事故のご連絡については、インターネットでも受け付けています。
詳しくは、損害保険ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

■受付時間：24時間 365日

②特約火災保険以外の火災保険等をご契約のお客さま

お客さまがご契約されている保険会社等にお問合せください。

3 団体信用生命保険に関するご相談窓口

機構の団体信用生命保険に加入されているお客さまがお亡くなりになった場合等のお手続や特約料のお支払に関しては、住宅金融支援機構(お客さまコールセンター)でご相談を承ります。

住宅金融支援機構お客さまコールセンター(団信専用ダイヤル)

0120-0860-78(通話無料)

■ご利用いただけない場合(国際電話等)は、次の番号におかけください。

TEL 048-615-3311 (通話料金がかかります。)

■営業時間：9時~17時(土日、祝日、年末年始は休業)

4 災害復興住宅融資に関するご相談窓口

住宅の建替え、補修等に必要な資金の融資に関しては、住宅金融支援機構(お客さまコールセンター)でご相談を承ります。

住宅金融支援機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル)

0120-086-353(通話無料)

■ご利用いただけない場合(国際電話等)は、次の番号におかけください。

TEL 048-615-0420 (通話料金がかかります。)

■営業時間：9時~17時(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)

※ご融資をご利用いただくためには、地方公共団体が発行した「**り災証明書**」の提出等の条件があります。



最新の金利情報